

# きれいな土岐市をつくりましょう

## ■ごみは燃やさないで～野焼きは禁止されています～

野焼きの際に発生するにおいや煙により「洗濯物が干せない」「窓も開けられない」など、多くの苦情が寄せられています。

廃棄物(ごみ)を野外で燃やす、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、禁止されています。一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、出来る限り指定された集積所に出してください。

### 野焼き禁止の例外規定 (抜粋)

- ◆農林業を営む上で発生する、刈り草や下枝などの廃棄物の焼却
  - ◆落ち葉たきなど、日常生活における軽微な焼却
  - ◆どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却
- これらの例外規定に該当する場合でも、周辺地域に迷惑が掛からないよう心掛けましょう。

## ■STOPポイ捨て～あなたのマナーは大丈夫ですか～

空き缶や空き瓶、タバコなど「ごみのポイ捨て」が依然として後を絶ちません。ポイ捨て＝不法投棄です。

ごみの不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はその両方を科す」という厳しい罰則が設けられています。

「ごみはごみ箱へ、タバコは吸い殻入れへ」

私たちの少しずつの気持ちの積み重ねが、美しい環境を守るのです。

## ■アナログテレビは正しくリサイクル！

7月24日をもってアナログテレビ放送は終了し、地上デジタル放送へ完全移行します。

テレビが不要になった場合は、家電リサイクル法に基づき、販売店や処理業者などを通じて適正にリサイクルしましょう。

問い合わせ 環境課 (内線252)

# 6月1日～7日は「水道週間」です

平成23年度スローガン 「蛇口からあふれるぼくらの夢・未来」

## 水道料金で支えられている水道事業

水道水を皆さんのご家庭にお届けするためには、県が経営する東部広域水道(旧東濃水道)から水道水の購入、水道施設の整備・維持管理など多額の費用が必要です。これらの費用は、水道をご利用になる皆さんからの水道料金で賄われています。

市では、この料金収入を元に、計画的に水道事業を行うことで、安全・安心な水を安定して供給できるよう努めています。また、今後発生が予測される大規模地震災害に備え、耐震管などの整備を行っています。

## 定期的に宅内の漏水点検をしてください

敷地内や宅内に埋めてある水道管で漏水があった場合、その料金と修理費用は、皆さ

んの負担になります。一度、漏水点検をしてください。

家中の水道の蛇口を閉め、メーターのパイロットマーク(写真参照)を見ます。少しでもパイロットマークが回っていたら漏水の疑いがあります。速やかに市水道工事指定店に修理を依頼してください。

## 水道メーターの検針にご協力ください

- ▼メーターボックスの上に車や物などを置かないでください。
- ▼メーターボックスの中や周辺はきれいにしてください。
- ▼ペットを出入り口やメーターボックスの近くにつながらないでください。

▼増改築などでメーターボックスが床下や屋内になる場合は、市水道工事指定店に依頼して、検針しやすいところへ移設してください。

## 水道水に含まれる放射性物質について

福島第一原子力発電所の事故を受け、市の水道水の水源となる県東部広域水道中津川浄水場では、3月24日から1日1回、水道水に含まれる放射性物質の検査が行われています。5月18日の時点で、ヨウ素・セシウムともに検出されておらず、原発事故による水道水への影響はありません。



家中の蛇口を閉めてもパイロットマークが回っていたら漏水の可能性がります。

125) ■問い合わせ 水道課 (内線